

平成27年 第12回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日 時 平成27年12月17日(木) 午後3時00分～午後4時42分
2. 場 所 総合教育センター 2階 講座室
3. 主 宰 者 教育長 木下 誠
4. 委員の出席 江原 礼子 川畑 徹朗 秋田 久子 川崎 かおり
5. 委員の欠席 なし
6. 傍 聴 人 3人
7. 関係者の出席 教育長 木下 誠 総合教育センター主幹 尾崎 眞弓  
管理部長 谷澤 伸二 保健体育課長 増田 健一  
学校教育部長 太田 洋子 学校給食センター所長 松浦 洋一  
生涯学習部長 小長谷 正治 スポーツ振興課長 前田 勝弘  
教育長付参事 二宮 毅 公民館長 池田 真美  
教育長付参事 大西 俊己 図書館長 三枝 芳美  
総合教育センター所長 後藤 猛虎 博物館長 亀田 浩  
管理部副参事 升井 竜雄 人権教育担当主幹 森口 真一  
学校教育室長 村上 順一 中学校給食推進班主幹 田中 康之  
人権教育室長 森田 幸輝 少年愛護センター所長 米田 博一  
施設課長 田原 安治 教育総務課長 中井 秀典  
教育企画課長 春名 潤一 教育総務課主査 中村 太郎  
学事課長 大村 寿一 教育総務課 山縣 英美

8. 議事

(1) 開会宣言 木下教育長(午後3時00分)

(2) 日程報告 木下教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 1 平成27年第11回教育委員会定例会会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第54号の審議

日程第 4 議案第55号の審議

日程第 5 議案第56号の審議

(3) 平成27年第11回教育委員会定例会会議録の承認(日程第1)

平成27年第11回伊丹市教育委員会定例会(平成27年11月26日〈木〉開催)の会議

録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告（日程第2）

管理部長より「12月分人事報告」・「11月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「11月分の寄附採納報告」について、学校教育部長より学校教育部の、生涯学習部長より生涯学習部の、教育長付参事より人権教育室の、教育長付参事兼中学校給食推進班長より中学校給食推進班の、「11月分行事実施報告」・「11月分行事実施予定」について、それぞれ説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「教育長報告」を承認。

質疑応答

江原委員           4ページ。11月28日に実施された「幼児教育のあり方を考える市民講座」でどのようなご意見が出たか教えていただきたい。

太田部長           第1回目はいろんな地域からいろんな方が来られていて、子育て中のお母さん方が多かった。公立幼稚園の魅力的な点とそうではない点を付箋に書いてワークショップ形式で話を出していただいた。良い所は、徒歩で一緒に歩いていける所や以前も教育トークで出たような所、課題としては預かりをしてほしいとか校舎が古いとかいろいろあった。また、教育にお金を出すべき、もし出すにしても全体的な計画を考えてほしいとか今の状態は良いので続けてほしいとか、基本的には今まで出ていたようなことで、すごく変わった新しい意見は出なかった。コミュニティそれぞれで考え方が違っており、東中学校区では大学生も参加しており、整理すべきところは整理して新しいことをやる必要があるのではないかという意見もあった。ことば蔵での全体会では、将来、幼稚園の先生や保育士を目指している市高の生徒が2名参加しており、皆さんの生の意見が聞けて非常に参考になったということ述べていた。色々な立場の方の意見を聞きながら、今後は、むっくむっくルーム等に出向いて聞き取りをしつつ、今の伊丹市の現状を踏まえた話や答申の説明をしながら意見をいただくということをしていきたいと思っている。

川畑委員           5ページ。「英語実技研修講座」の対象は中学校の先生なのか。

太田部長           伊丹の先生であればどなたでも受講できる。

川畑委員 寝屋川市立第十中学校に英語教育小・中連携推進委員会先進校視察に行かれたということだが、特にこの中学校が優れている点があれば教えていただきたい。

太田部長 寝屋川市は以前から小中が連携した取組として文科省の英語教育特別推進地域研究発表会に参加している実績があり、小中連携を進めるために学校を統廃合したという市である。平成15年頃からの教育特区で伊丹市は「ことば科」だが同時期に「英語特区」を取られて早くから英語に取り組んでおられる。今、伊丹市は小中が連携した研究会を進めているので、小中交流の内容や小学校で学んだことを中学校に繋げている寝屋川市の手法を検証させていただくために行かせていただいた。

秋田委員 3ページ。寄附採納が少ないが、この影響と今後の対策は。

木下教育長 なぎなたの大会を1回開催するのに500万円～600万円の経費が必要でその内200万円～300万円は生徒からの参加費等で賄う。主催者は、1回の大会に300万円が必要。10回開催するには3000万円を目途に寄附を集めたい。昨年度、国や県からの補助を含めて大体1400万円集まっている。できたらふるさと寄附制度がある間に3000万円を集めたいと考えており、今年目標は1500万円なのだが、現在300万円しか集まっていない。これからどうしていくかについては、企業を回ったり、先週日曜日にも保健体育課長に名古屋の高体連なぎなた専門部長のところへ行っていただいた。そのようなことで高体連に呼びかけたりしながら集めて参りたいと思う。

増田課長 現在、進行中であちこち企業を回らせていただいているところである。

秋田委員 7-3ページ。初任者訪問指導。いつ訪問するのか。

太田部長 1学期に1回訪問しており、その後経過観察で10月と11月に2回目の訪問を全員にしている。

秋田委員 授業者の教科の後ろに書いてある学年は担任ということか。

尾崎主幹 担任をしている学年が書かれている。

秋田委員 11月の訪問に関してだが、初任者の配置を見ると小学校は1年生が7人、2年生が10人、3年生が7人、4年生が9人、5年生が4人、6年生が0人。小学校の学級数が324なので、37人が初任者の担任でそれが全体の1割にあたる。本当に大変だなというのが感想である。教科指導はもちろんだが、初任で最初に保護者の質問であったり要望であったりに対する保護者対応に引け腰になると後々の教育活動も教員としての成長も本当に大変になっていくので、その辺のOJT、研修が大事である。これからしばらくこのペースで続いていくので本当に大変だ。中学校も初任者の担任が全学級数の1割で、1年生が7人、2年生が5人、3年生が1人でこの1人は英語で、英語は生徒にとって中学校で初めて習う教科なので、そのことがいい風に影響して学級経営もし易いかなと思うのだが、それでも本人も現場も本当に大変だなというのが感想である。それと、さすがに高学年や小学校1年生には初任者配置は少ない。以下は私が学校で授業をしているのを見せていただいた感覚だけで申し訳ないのだが、小学校2年生ぐらいにまだまだこれからの教員が配置されていることが多いというのが印象である。校内分掌の工夫で蟻の一穴を作らないで学校全体で支え合うということになるのかなと思う。この初任者の多さが何年間か続くとすると本当に大変で現場支援に気合を入れなければと思った。

木下教育長 校内人事の話が出たが、小学校で校内人事を決める手順等で参考になることがあれば江原委員よりお教え願いたい。

江原委員 校内人事については、最終的には校長が決めるが、実際先生方の状況等を詳しく把握するために、校長の選任による人事に関する委員会的なものも組織している。その中で次年度の人事について、校長としての方針を話し、そして職員会議でも話をする機会を設けている。もう一つは、教員の次はこの学年を持って頑張りたいという希望を教員から聞く段取りはしている。その時の配慮として秋田委員がおっしゃったように、1年生や4年生以上の高学年、特に1年生や6年生の配置については非常に悩むところである。とはいえ、やはり初任者だけではなく精神的に弱い教員、育休産休代替の臨時講師もいるので、様々な状況を考えている。しかも6学年

なので、そういった意味では非常に校長として苦勞しているというのが現状である。

木下教育長           OJT を通した研修についての様々な感想が述べられたが、それぞれの学校で例えば保護者対応に関することなどをまとめた管理運営ナビのようなものを作って共通理解を図り、経験年数に関係なく同じような対応ができることが望ましいと考えるが、その辺りはどうか。

江原委員           例えば私が以前いた学校では、教職員向けのルールブックを作り保護者対応について配慮すべき内容や備品管理の方法など、最低限これだけは共通理解しましょうというものを作っている。加えて OJT としては特に若い先生に対してミドルの先生が中心になって月 1 回研修をしている。その時は必ず授業とセットで、まず授業をお互いに見合っ、その後研修をする時にプラスアルファ家庭訪問、個人懇談会あるいは通知表の書き方についてなど、特にこんな点について気を付けようということをおぼ機会を設けている。おそらくほとんどの学校がそういう取組に努めているところだと思う。

木下教育長           授業における指導力については、若手とベテランとの差をものすごく感じる。私は 11 月 20 日、21 日と福井県を視察してきた。福井県も同じような悩みを抱えており、どうやって若手教諭を育てられるのかといったら、OJT だと言っていた。常に担当の先生の授業を見て入って気付いたことをその都度、授業の後に空いた教室で、「あの質問の仕方だと考える力がつかないよ」とか「こういう押さえがないと子どものやる気が起きませんよ」、「この質問はだめですよ」といったようなその先生の資質を上げるための辛口のアドバイスをしている。ベテラン教員も教材や指導のノウハウをどんどん若手に提供している。それと公開授業を 5 回ぐらいやっているらしい。自習時間が増えないかという質問をしたのだが、子どもたちは自習の習慣ができているとのことであつた。5 回の公開授業はプレッシャーがあるが資質の向上に大きな意義を感じているという。若手教諭の育成というのはものすごく大きな課題で、今言ったような手法でベテランとの差を埋めていくということは伊丹でも取り入れていかないとけないと思っている。

職員課長、3年間で初任者を何人採用したか教えてほしい。

升井副参事 今年度は小中合わせて69名。昨年度は51名。一昨年は57名。その前は42名。その前が15名。ここ4年が多いというより23年度が少なすぎたという面がある。

木下教育長 ここ4年で200人採用したということは、全体の4分の1が採用4年以内の者。

川崎委員 私は保護者と先生方での中立的な立場で物事を考えているが、保護者の方からPTA内でのトラブルについて相談を受けており、私も人権的な知識からアドバイスができるところはするが、例えば少年愛護センターの悩みの電話相談で、そういう対応はできるのかをお聞きしたい。

米田所長 保護者同士の関わり合いに関する悩みの相談はある。お話を聞いて一緒に考えることはできるが、そこでこうしたらいいですよといったような具体的な解決策までは難しい。

木下教育長 電話相談はどんな方が対応されているのか。

米田所長 少年愛護センターの電話相談は日中、職員が対応している。退職校長先生であるとか指導主事。夜は別個に来ていただいている相談員。そちらも退職校長先生。

木下教育長 相談を受けた内容に対してすぐに回答できない場合はどうするのか。

米田所長 他の関係機関に繋ぐのが適切である場合はそちらに繋ぐ。学校に相談するのが適切であると思われる場合は学校にかけることを勧めるし、望まれるのであればこちらから学校にお繋ぎすることもある。

木下教育長 川崎委員が言われた保護者同士のトラブルがあり学校名を言われて相談されたら、学校長に返すのか。

米田所長 PTA のことなので学校長に返すことは基本的にはない。

川崎委員 その保護者には、悩み相談はご利用になりましたかとお聞きしたが、ちょっとそこまでは上手く伝えられないということでまずは、校長先生に相談に行ったが、対応しきれていないようである。校長は学校経営が主な仕事なので、そちらの方ですごく対応に追われているようなことを聞き、校長先生は大変だなというイメージがあり、実際現場の先生はどうかと思った。保護者間のトラブルは、悪質になると子どもへのいじめへとも発展するので、できれば、スクールカウンセラーや悩み相談の機能を充実させ、保護者の気持ちとしっかり向き合いトラブルは専門機関で解決し、学校長にあまり負担がないようにしていただきたい。

木下教育長 今は学校だけで対応できない多様な課題が出てきている。これはやはり学校と地域が対等な立場で学校運営に当たっていくという意味からコミュニティ・スクールを設置し、運営協議会の中で取り扱っていくことが大事だと私は思う。このように問題が多様化している中で、学校の負担だけが大きくなるようではいけない。そのためにコミュニティ・スクールを進めないといけないと思う。

秋田委員 話を聞いてくれる先生が良い先生であるというのが保護者から見た時の第一条件であるので、教員は保護者からの要望についてつついノーが言えない現状がある。本来の業務ではない場合でも子どもに関係することであれば間に入ってしまい、気付いたときには、抱え込むべきでないトラブルが大きくなっていることもある。初任者の研修は心構え的なことが非常に多いのだが、もう少し枠組みとか線引きとか法的な部分であるとかそういう時にはすぐ管理職へというようなハウツーを必要最小限でいいので教えるといい。良い人でまじめであればあるほどしんどくなってしまうということがあるので。これだけ初任者が配置されているとそういう面が心配である。教科指導はもちろんしないといけないが。

木下教育長 いろんな問題が多様化してきているので、担任が一人で抱えると大変である。今はチーム学校というような発想でスクールカウンセラーやソーシャルワーカー等いろいろな関係者、専門性を持った者がチームとして学校

を経営している。チームとして一人の人間を育てているという意識を初任者が持っていないと、何もかもを抱えてしまい、今言われたような現象が起きるので、その辺りを徹底していきたい。

江原委員 初任者指導に関わる指導教員が配置されているが、その教員は何校かに派遣されるということで3校ほどの初任者を抱えているわけだが、この指導教員もすごく要だなと思う。やはりこの方に指導力があると初任者を非常によく観察しているし、具体的なアドバイスができています。私自身、初任者の様子を見たり、校長先生方からお話を伺ったりすると、その辺りのこともよく出てくる。指導教員の研修を初任者の研修と併せてしっかりやっていないといけないなと感じている。

木下教育長 初任者指導に当たる指導教員の研修はどうなっているか。

尾崎主幹 拠点校指導員の研修については、市ではなく県で年2回実施している。

#### (5) 議案第54号の審議（日程第3）

木下教育長より「議案第54号 伊丹市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に基づき、伊丹市立学校に学校運営協議会を設置するため、「伊丹市学校運営協議会の設置等に関する規則」を制定しようとするものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「議案第54号」は継続審議となる。

#### 質疑応答

秋田委員 12月3日の教育委員会協議会でコミュニティ・スクールの説明を受けた際に学校運営協議会の設置パターンが4つあったが、この規則を考えていく時に伊丹市の教育委員会がどういうコミュニティ・スクールのあり方を想定しているかの擦り合わせをしてからスタートした方がいいと思う。

木下教育長 今、学校長に説明をしている段階で学校長がどのように思っているかヒアリングをしている。地域の特異性とか学校の状況とか今学校を運営している組織のあり方とかいろんなことがあるのでまだ、結論は出していない。秋田委員がおっしゃっているのは、伊丹市としてどれか一つに絞ったほうがいいということか。



秋田委員 考えるにあたって地域本部型でイメージしておられるのかコミュニティ・スクールの経営に関わるパターンで認識しているのかで随分変わってくると思う。4パターンとは協議会の委員の選び方が3つ、小中連携型が1つである。規則の制定を考える前にコミュニティ・スクール自体をどう考えてどういう目的でどういう課題に対応してどういうふうを活用していくんだという元の所が必要だと思う。

木下教育長 今の時代は社会総がかりだと思っている。学校だけで子どもの健全な育成は図れない。家庭や地域に役割の機能を発揮してもらう必要がある。今はどちらかと言えば、土曜学習にしても、学校への支援という形になっている。支援という形を協働という方向へ持っていきたい。3者が対等なパートナーとして子どもの教育にあたっていききたい。これからの時代、貧困の問題や虐待の問題がもっと増えてくる。学校と地域が対等なパートナーとして補完していくというような方向性へ持っていきたいと私は思っている。だが、人事の面については、校長のリーダーシップが発揮できるように規則で補償している。

秋田委員 責任の所在がはっきりしないというのがきっかけで教育委員会制度が変わった。教育委員会があつて責任者の校長がいて運営協議会があつて、子どもの教育に関する姿勢としては対等であつていいけれども、その辺の線引きはどこにあるのか。上手くいったら、教育長がおっしゃったように協議でいろんな意見が出てきてというふうに行くが、言いたいことは言うけど最終責任は誰にあるのかというところがぼんやりしていくようでは結論が出るまでに大変な労力がかかる。そういう状態の時に危機が一番弱い。精神的には対等なパートナーのつもりでやってくればいいが。

木下教育長 協議会は会長が会務を総理するが、その会長は第12条第2項により校長が指名することとなっている。理念的には対等だが、あくまでも学校運営は校長の責任であるので、そこは規則の中でもきちんと担保している。

秋田委員 第4条に「指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関し、毎年度、次に掲げる事項ごとに基本的な方針を作成し、当該指定学校の協議会の承認

を得なければならない。」とあるが、するとこれは協議会の権限になる。教育に関することと人事には首長が口を出さないというのは教育委員会制度が変わっても変わらない。形としては教育委員会と首長との関係と一緒に考えるとすると、校長が協議会で承認を得なければ進めない状態というのは、ちょっと考えた方がいい。もう少し具体的に言うと「校長は協議会に対し十分に説明し理解を得なければならない。」だったら私はいいなと思う。ところが校長が協議会に、学校の経営計画や教育課程の編成や学校の組織編成等といったことまで承認を得なければならないというのは、実際の運用はそうはならないとしても、文書で残す以上、そこまでの承認を運営協議会から得た上でということになると、権限が協議会に移ってしまう印象があるので、表現を考えた方がいい。

川畑委員 協議会の原則はやはり学校運営の基本方針を承認するということだと思う。ここをはずしたらコミュニティ・スクールの本来の意義からずれてしまう。

秋田委員 学校評議員制度の時にも実際にどこまで学校経営に関与するのかわかりにくかった。でも、肝心の所で権限を持たせないという縛りを入れ、ご意見を頂戴して学校への支援を受けることはできるが、校長は経営の細かいところまで説明しなくても良いことになった。それよりはもちろん進めないといけないわけだが、伊丹市教育委員会の姿勢を最初に決めてから規則を考えていく方がいいと思う。

川畑委員 今言われたことについては、第17条第2項に「指定学校の校長は、当該指定学校の運営等に関する情報の提供及び説明に努めたにもかかわらず、第4条第1項に規定する基本的な方針について協議会の承認を得られないとき、又は当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、若しくは生じるおそれがあると認められるときは、教育委員会に対して、指定の取消しを申し出ることができる。」と書いてあるので、私はここで歯止めがかかっていると思っているし、承認という権限が協議会になればコミュニティ・スクールの意味がないと私は思う。

木下教育長 私の考えを一言で言えば、支援から協働に持っていきたい。今、家庭

や地域は土曜学習を含めて学校を支援している立場である。しかしそうではなくて、対等な立場までいかないにしても協働、要するに地域と学校が協働して子どもを育てる形に持っていきたい。その中であって学校長の権限をしっかりと担保した規定が3つある。一つ目が第9条「協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。」。二つ目が第12条第2項「会長は校長が指名し、副会長は会長が指名する。」。3つ目が川畑委員にご指摘いただいた第17条第2項。このような規定により校長の権限を担保した形になっている。

秋田委員           私は承認という言葉が持つ大きさをやっぱり感じる。縛りを入れて下さっていることはよくわかるのだが、校長が主体で責任を持って学校の教育課程を組んだり校内分掌を組んだりする、それを協議会にご理解いただけるように説明しぬく、その上で経営をすすめて責任を取っていくというのが校長を育てることにもなる。そういうふう考えた時に、私は承認というのは文字にはしないで、理解を得るで十分ではないかと思う。

太田部長           コミュニティ・スクールについては地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されており、コミュニティ・スクールは学校運営の基本方針を承認するというのが役割であると法律で決まっている。人事に関しては意見を述べるができることと法律で規定しているので、規則上もその所は分けた。ただ、協議会の運営が適正を欠いた場合に、法律は「教育委員会は指定を取り消すことができる。」のみにしているところを、伊丹市の場合は「校長は、指定の取消しを申し出ることができる。」を入れて、見本や他市に比べて校長の権限を強くしているのを特徴として作成した。

川畑委員           第16条で「教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて、協議会に対し、指導及び助言を行うものとする。」とあり、的確な把握のために第7条と関係するのかもしれないが、第7条は「協議会は、保護者等に対し、協議会の活動状況等を公表するよう努めなければならない。」となっている。なぜ議事録を作らないのかと思うのだが。協議会がそれだけの責任を持って議論をするわけで、それを教育委員会が的確に把握する必要があるとしたら、やはり公的な議事録を残してそれに対して私たちは意見を述べる仕組みを作らないと単なる努力義務で

はいけないと思う。

秋田委員           私も賛成である。

木下教育長           第7条の「公表するよう努めなければならない。」の部分について議事録を作成して公表するというように直すようにする。

秋田委員           伊丹市として規則を策定するときに、現場で紛糾した場合も考えて作る必要がある。法律はあるけれども、そこから現状に合わせて作っていったらどうか。この規則も、いろんなタイプのコミュニティ・スクールが出てくるかもしれないので、その進捗状況に応じて成長していけばいい。私が校長だったら「承認を得なければならない。」と書いてあるのはどういうことかなと思ってしまう。

木下教育長           地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に「学校運営の基本方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。」と規定があるので、これを無視するとコミュニティ・スクールが成り立たないということになるので、承認は外せない。

秋田委員           協力してやっていく、その中でお互いに理解して一つのラインとして認め合うのだという意味の承認であるということを経験している。コミュニティ・スクールの概念が浸透するまで言い続ける必要があると思う。そうしないと、普通、法律を読んでから聞くわけではないので、校長としてはやってられないという感じになると私は思う。

江原委員           秋田委員がおっしゃるように、校長の立場から言えば非常にこの辺り、現実的なこととしては大変なことだとも思う。ただ、法的なことに基づいてやっていく必要があるということで、この規則の内容でいいのではないかと断った上でのことなのだが、今後動いていくなかで、承認の意味をここに含まれていることの理解とともに、例えば先ほど教育長が3点おっしゃった校長の権限のことについて、委員の任命や運営やそういう中身のことについて教育委員会が把握するとともに、校長への支援や相談等に常に努めることも重要だと思う。本当にこの運営が円滑にすすみ

協議会が学校のパートナーとしての組織になるように、今後さらに研究しながらすすめていかなければならないと思う。

木下教育長

今、学校の先生は精いっぱいやっている。あとは、家庭教育の部分が重要である。家庭教育、地域教育が学校教育と並んで役割を果たせたときに初めて自立した一人の人間として育っていく。家庭や地域は学校の支援だという立場から協働という立場まで意識を発展させたいというのがコミュニティ・スクールを設置する目的である。一方で、校長の権限についてはしっかり担保するという形の規則になっている。

秋田委員

PTA 会員でも PTA 会費や諸費を払わないという保護者が学校によっては出てきている。要は協議会に相応しい人たちを校長が選任し、その中で独特の他が入り込めない風土が生まれる前にある一定の期限できちんと入れ替わり、引継ぎがされて、スムーズに流れていく時には何の問題もない。校長は例えば生徒が 500 人いたら 500 人×保護者と本人とで 1500 人と、加えて公立の学校なのでそのうしろの市民全員を見ながら仕事をしている。だけど実際はどうかと言うと、建前と本音のところの言葉のやり取りの不毛さがいじめ等の時のインタビューでも度々見られる。一番悪いシミュレーションの話で申し訳ないのだが、承認の部分に関しては、今、最終形で作ってしまわず、今の伊丹の現状を勘案した、現時点の伊丹版コミュニティ・スクールのルールとすればよいのではないかと。そして、校長、協議会の方々へのコミュニティ・スクールの理解を深めつつ、それぞれの意識の差、足並みを揃えて、制度を成長させていけばよいのではないかと。そういうふうにいけばいいなと思う。

もう一つは、第 19 条に「協議会の庶務は、当該指定学校において処理する。」とある。私は協議会にディレクターがくつつくとして、協議会の庶務は協議会ですとした方が良くと思う。それであれば学校は学校としての自分の足場で教育活動に全力を注ぐことができる。そうでなければ、PTA との関係であったように一人が支払わないと言った時、近視眼的な個人的主張がなかったから全体的支援として上手く進んできたことが、筋立てられたら進まなくなってしまう。そういったことが出てくるのではないかと。というように読んだ。事務局を学校に置く、そこにコミュニティ・スクールのディレクターがいて協議会の事務を処理するというのであれば

わかるのだが。

川畑委員 今年度から伊丹で協議会を導入するとしたら、協議会委員に対してどのような研修会の予定をされているのか。

太田部長 運営協議会で委員が集まった時に講師の先生が委員になりつつもその後研修会をして勉強できるとか、今は学校評議員、評価委員の研修会という形でやっているが、コミュニティ・スクールが始まった時には学校運営協議会の委員の研修会をするという形にも変えられるし、あとは個別に指導主事が学校に出向いて研修していくという形もできるいろいろなアプローチの仕方があると思っているが、そういう形ができるような予算を組むように関係部局をお願いしている状況である。

木下教育長 今、子どもの教育に対する学校の意識と家庭、地域の意識を比べると学校の方が圧倒的に高い。伊丹創生を考える中で、子どもたちが将来大きくなったとき、地域を引っ張る人材とならなければならない。だから地域のために一緒に子どもを育てましょうということを共通理解してほしい。将来の地域のために対等な関係で、パートナーとして未来への投資に取り組みましょうというのが願いであって、そういうことを伝えていきたい。

秋田委員 それは研修会の中で教育長がお伝えになるのか。

木下教育長 はい。

川畑委員 学校で起こる問題が学校だけに問題があるかということそうではないことの方がよっぽど多い。でもそういう問題意識を保護者や地域の人になかなか持てず、学校がただ悪いという議論になってしまうのが私はとても残念である。伊丹のある小学校の PTA 会報で、子どもの自尊感情を育てるために親ができることといった特集をやっている。そういったことがもっと広がっていけば学校ももう少し楽になるだろうと思うし、これを良い意味で発展させていくというのがすごく大事なことで、先ほども申したが、協議会で話し合われたことはきちんと議事録に残してそれを公開するというのが責任ある議論になると思う。

春名課長 議事録についてホームページ等での公開については、規則を作る際に検討した。ただ、協議会の協議は守秘義務が生じるような個人情報が多いということが想定される。そういうことを考えて、特別職の地方公務員であり守秘義務の規定が設けられているということから、議事録を作成し公開するのはなかなか難しいということもあって、活動状況等の公表に努力するという形にした。まだ協議中ではあるものの、それについては、消耗品費等の予算を協議会の事務費として付けさせていただいている。

木下教育長 教育委員会定例会は議事録を作成することとなっている。人事に関することや守秘義務を要することについては非公開とし会議録に記載していない。同じことをした方が透明性が確保できて質が上がると思う。

太田部長 基本的には教育委員会定例会と同じ扱いで考えていったらいいと思うので、どのような文言が適当か考える。

川崎委員 CS ディレクターかマイスターかわからないのだが、その表現はマイスターなのか。

木下教育長 CS ディレクター。

川崎委員 CS ディレクターは協議会ではどういう立ち位置になるのか。というのは、校長先生にすごく負担がかかると思って。校長先生の相談役はどうなるのか。

春名課長 CS ディレクターについては、地域人材と定義している。学校と地域を結ぶ人材。地域のいろいろな活動と学校の教育活動を繋いでいくということを行っていただくものであると理解している。

川崎委員 ディレクターは協議会のメンバーに入るのか。

春名課長 入らない。

- 太田部長 校長や教頭の負担が増えないように第19条にある庶務をするために学校に入ってくる。
- 秋田委員 事務局を学校に置く。事務はCSディレクターが担うにしてほしいと思う。
- 川崎委員 そうでないと、本末転倒になる。結局校長に全部負担がかかり出す。
- 太田部長 当初はそうだがある程度軌道に乗るとできることは増えてくると思う。CSの助ける方がずっといるということではない。あくまでもスタート時に初めての所でいろんなものを揃えるためにはそういう力が必要ということで今のところ考えているが、それもまだこの時期なのでどうなるかというのはいわからない状況である。
- 秋田委員 「事務局を学校に置く。」にさせていただいた方がいい。というのは、前回の総合教育会議を経てまちづくり推進課と協議をしていると教育長がおっしゃたので、そういったことも含まれてくるので。学校が学校の仕事であると思わないように書いて下さったらいいい。
- 春名課長 庶務を学校に置くという規定についてだが、協議会の委員について学校の教職員も当然メンバーに入ってくるものとされているが、校長が推薦しなかった場合、例えば校長が自分自身を推薦して委員にすると教育委員会に言ってきた場合は校長が委員になる。ただし、そうでなかった場合は校長は委員にならない。ということがあり得るような規則になっている。それは委員同士の間で意見の対立が生まれたりあるいは利害関係が生まれるということも想定されるからである。
- 秋田委員 「庶務を置く」ではなくて「庶務は学校が処理する」になっている。協議会を開催するのは校長か。
- 春名課長 会長が開催する。
- 秋田委員 教育長は教育委員ではないけれども教育委員会のメンバーと同じで校



長は協議会委員ではないけれども協議会のメンバーということでもいいのか。

木下教育長            はい。そうでないと校長抜きで協議できない。意味がない。

秋田委員            一般的に認識のずれは、コミュニケーション不足から始まる。情報共有が上手くいっていない。それと、同じものを見て違うイメージで話をしている時にずれが生じるので、課長がおっしゃったのと違うと思うのだが。

木下教育長            そもそも対等の立場と言っても学校の代表がいない対等の立場はあり得ない。校長がいなかったらコミュニティ・スクールは成り立たない。始めは支援であったものが協働になるということで校長が退いてしまうと地域が運営することになってしまう。校長は絶対。そのことは徹底しないとイケない。

秋田委員            例えば、京都は明治維新の時に町衆が作っていつているのだが、今回伊丹の場合は公が作ってから地域に呼びかけて支援をいただいているのでちょっと違うと思う。

第2条「保護者及び地域住民の学校運営への参画を促進する」これはそれでいいと思うのだが、保護者及び地域住民の読み替えの「保護者等」でずっと読んでいくとPTAとの相違がわかりにくいというのが感想である。

木下教育長            わかりました。いろいろと貴重な意見をいただいたので、今回は議決してないで継続審議とする。

秋田委員            確認だが、教育委員会が支援し現場の責任は校長に全てある。協議会は精神的には対等な立場で地域の子どもの教育を進める。だけど責任は校長にある。だから校長の権限はきちんと守っているということでもいいか。

木下教育長            はい。子どもの教育を考えるうえで、学校のパートナーとして高く意識を持ってほしいという願いがある。

(6) 議案第55号の審議（日程第4）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第55号 伊丹市立図書館協議会委員の委嘱について」を可決。

(7) 議案第56号の審議（日程第5）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第56号 伊丹市立少年愛護センター運営協議会委員の委嘱について」を可決。

(8) 閉会宣言

木下教育長（午後4時42分）

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 木下 誠

伊丹市教育委員会委員 江原 礼子